

平成30年3月7日

一般社団法人 神奈川県経営者協会  
会長 石渡 恒夫 殿

### 障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、神奈川の障害者雇用については、13年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現し、平成29年6月時点での障害者雇用率も1.92%となる等、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

他方で、雇用義務のある企業のうちの3割程度が障害者を全く雇用していないといったことや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として、様々な課題が残されています。

このため、神奈川労働局としては、地域における障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度からは、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成や、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を講ずる事業主への支援措置の創設など、様々な取組を講じてきております。

また、本年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため、神奈川労働局としては、改正前にあたる2月・3月を「精神障害者等雇用促進キャンペーン」月間と定め、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えており、具体的には、地方自治体等とも協力して、使用者団体や業界団体等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、地域の関係機関等とも連携しながら障害者雇用の意義や制度・支援策等を集中的に周知することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業・団体等に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

神奈川労働局長

姉崎 猛